

黒石市スポーツ推進計画策定委員会規則をここに公布する。

平成29年8月28日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第6号

黒石市スポーツ推進計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市附属機関の設置に関する条例（平成9年黒石市条例第1号）第3条の規定に基づき、黒石市スポーツ推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市のスポーツを推進するための計画策定に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公益財団法人黒石市体育協会員
- (2) 黒石市スポーツ推進委員
- (3) 黒石市立学校長
- (4) 黒石市行政関係職員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員会が新たに組織された場合の最初の会議は、教育長が招集する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(答申)

第7条 委員長は、黒石市スポーツ推進計画を策定したときは、速やかに教育委員会に答申するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、スポーツ担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。